

岐阜県公報

第二千八百七十九号
平成二十九年九月八日

(金曜日)

目次

告 示

知事指定薬物の指定の失効	(業務水道課)	五五二
医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉課)	五五二
指定医療機関の廃止の届出	(同)	五五二
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	(同)	五五三
指定介護機関の名称の変更の届出	(同)	五五三
指定介護機関の廃止の届出	(同)	五五三
道路の区域変更	(道路維持課)	五五四
道路の供用開始	(同)	五五四
保安林の指定施業要件を変更する予定	(飛騨農林事務所)	五五五
選挙管理委員会告示		
設立届が提出された政治団体の名称等の公表	(選挙管理委員会)	五五六
政治団体の異動事項等の公表	(同)	五五七
解散届が提出された政治団体の名称等の公表	(同)	五五八
資金管理団体の名称等の公表	(同)	五五九
公 示		
県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等	(農地整備課)	五六〇
土地改良事業の工事の完了	(同)	五六〇
公共測量の実施	(用地課)	五六〇

開発行為の工事の完了

正 誤

知事等が実施する各種試験の結果の情報提供に関する実施要項により結果を提供する試験に関する告示の一部改正
正中訂正
道路の区域変更中訂正

(建築指導課) 五六一

(法務・情報公開課) 五六二
(道路維持課) 五六二

告 示

岐阜県告示第四百三十四号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年九月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 失効する知事指定薬物の名称

1 一 (五) フルオロベンチル) N フェニル ー H インドール 三 カルボキサミド及びその塩類(通称 L T I 七〇一)

2 二 (ニ) フルオロフェニル) 二 (メチルアミノ) シクロヘキサン 一 オン及びその塩類(通称 二 Fluorodeschloroketamine、二 F D C K)

3 三 エチル 二 (三) フルオロフェニル) モルフォリン及びその塩類(通称 三 F P h e n e t r a z i n e、三 F P E)

二 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

三 指定の効力を失う日

平成二十九年九月八日

岐阜県告示第四百三十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定に

より告示する。

平成二十九年九月八日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日

伊 藤 医 院 本 県 郡 北 方 町 北 方 字 戸 羽 町 一 六 三 六 平 成 二 九 〇 七 〇 一

青 島 テ ン タ ル ク リ ニ ッ ク 下 呂 市 森 八 〇 一 三 六 同

か ね み つ 齒 科 各 務 原 市 蘇 原 瑞 穂 町 二 三 五 一 同

赤 坂 あ き た ク リ ニ ッ ク 大 垣 市 草 道 島 町 五 〇 八 平 成 二 九 〇 八 〇 一

つ じ く り ニ ッ ク 本 県 市 七 五 三 三 一 九 一 同

ク ス リ の ア オ キ 鑄 物 師 関 市 笠 屋 土 地 区 画 整 理 事 業 一 四 街 同

岐阜県告示第四百三十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年九月八日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 所 在 地 廃 止 年 月 日
伊 藤 医 院 本 県 郡 北 方 町 一 七 四 九 四 平 成 二 九 〇 六 〇 三 〇

青島 齒科 医院 下呂市森八〇一 三六 同
 つじくりニック 本巣市七五三三一九 一 平成二九・七・三一
 ビノキ才薬局 東海中 各務原市蘇原東島町四 二七 平成二九・七・一四
 中央店

岐阜県告示第四百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものと

居宅介護事業者等の名称
 たる事務所の所在地

サービスの種類
 居宅介護事業所等の名称

指定年月日

岐阜県関市若草通三丁目一番地

岐阜県関市若草通三丁目一番地

岐阜県関市若草通三丁目一番地

岐阜県関市若草通三丁目一番地

岐阜県関市若草通三丁目一番地

岐阜県関市若草通三丁目一番地

岐阜県関市若草通三丁目一番地

岐阜県関市若草通三丁目一番地

された生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年九月八日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業所等の所在地
 指定年月日

岐阜県関市富之保一九五六番地の一

岐阜県告示第四百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

居宅介護事業者等の名称
 たる事務所の所在地

サービスの種類
 居宅介護事業所等の名称

指定年月日

岐阜県関市若草通三丁目一番地

平成二十九年九月八日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業所等の所在地
 変更年月日

岐阜県関市富之保一九五六番地の一

岐阜県関市富之保一九五六番地の一

岐阜県関市富之保一九五六番地の一

岐阜県告示第四百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供

一般国道 三百六十号											
中津川市阿木字小屋場七 六三一〇地先から 六三一〇地先まで 七		中津川市阿木字小屋場七 六三一〇地先から 六三一〇地先まで 七		中津川市阿木字小屋場七 六三一〇地先から 六三一〇地先まで 七		中津川市阿木字小屋場七 六三一〇地先から 六三一〇地先まで 七		中津川市阿木字小屋場七 六三一〇地先から 六三一〇地先まで 七		中津川市阿木字小屋場七 六三一〇地先から 六三一〇地先まで 七	
後	前	後 D C		前 C	後	前	後 B A		前 A	後	前
一〇〇 二六・八	五二 三・四	二〇 二四・五	五七 九三	五七 九三	一〇〇 二五・七	五〇 一八・七	一四 二九・二	六 六六	六 六六	七〇 四・〇	三〇 三・八
二三・八	二三・八	二四・〇	二六・七	二六・七	三〇・五〇	三〇・五〇	二五・三	三〇・〇	三〇・〇	五五・五	五五・五
A B C D 及び その関係する 地区の面積を 示す図表に 基づいて											

用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年九月八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備 考 （区域又は 決定又は 変更の 告示の 年月日 ほか）
県道	大間見線 白鳥	郡上市大和町剣字大野口二四 九番地先から 同 市 同 町 同 字 平 田 一 六 六 番地先まで	四・五	平成 二九・九・八	平成 二九・一・二〇

岐阜県告示第四百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十九年九月八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
高山市朝日町胡桃島字太郎洞四二の二から四二の七まで
- 二 保安林として指定された目的
干害の防備
- 三 変更後の指定施業要件
（一）立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十九年九月八日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県飛騨農林事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	公職の候補者の氏名 及び公職の種類 (第2号)	届出 年月日
愛里会	浅井里江	浅井民子	岐阜市美江寺町2 3	衆議院議員	浅井里江、衆議院議員	平成29年 6月20日

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出 年月日
今枝かず子後援会	今枝和子	今枝和子	本巣市下真桑100 12	平成29年 6月14日
河村志信後援会・Club野風壇	河村志信	河村博美	本巣市曾井中島2463 3	平成29年 6月9日
沢村ひとし後援会	齋藤静雄	伊藤律子	本巣市見延1307 2	平成29年 6月8日
二ノ宮かずき後援会	古川義彦	二ノ宮文彦	海津市南瀬町山崎710	平成29年 7月25日
松岡ただし（日本共産党）後援会	松岡淳子	松岡淳子	海津市海津町福岡7 1	平成29年 7月18日
まつばら浩二後援会	松原浩二	松原千鳥	羽島郡岐南町野中3 51	平成29年 7月10日

岐阜県選挙管理委員会告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その

異動事項等を次のとおり告示する。

平成二十九年九月八日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	動年月日
自由民主党岐阜県大垣市第二支部	猫田 孝	会計責任者	清水 武彦	猫田 康志	平成29年7月21日
		会計責任者	近藤 万知	田中 資康	平成29年7月1日
自由民主党岐阜県歯科医師連盟支部	阿部 義和	会計責任者	佐藤 俊之	中村 隆男	平成29年6月24日
		会計責任者	臼井 靖彦	川島 千秋	平成29年5月30日
自由民主党岐阜県ちんたい支部	佐藤 俊之	会計責任者	自由民主党坂下支部	自由民主党坂下町支部	平成29年4月11日
自由民主党岐阜県トミック支部	田口 義隆	会計責任者	森 益基	石橋 勉	平成29年4月11日
自由民主党坂下支部	森 益基	代表者	中津川市坂下4380	中津川市坂下1756 2	
		主たる事務所の所在地	浮中 敏雄	竹内 浩一	
自由民主党坂祝町支部	浮中 敏雄	代表者	河村 利道	小寺 忠	平成29年6月26日
		主たる事務所の所在地	加茂郡坂祝町勝山388 12	加茂郡坂祝町黒岩827 6	
新しい県政をつくる会	古田 肇	主たる事務所の所在地	岐阜市藪田南1 11 12	岐阜市藪田南1 11 9	平成29年7月1日
		代表者	鷗 飼 美裕	長柄 伸	平成29年5月10日
上谷政明後援会	久世 定	会計責任者	永岡 幸一郎	丸山 勝己	平成29年7月10日
岐阜県歯科医師連盟	阿部 義和	代表者	近藤 万知	田中 資康	平成29年7月1日
		代表者	杉山 元彦	佐々木 淳	
岐阜県私学教育研究会	杉山 元彦	代表者	松岡 秀人	富田 幸雄	平成29年7月1日
		主たる事務所の所在地	岐阜市下川手742	岐阜市佐久間町45	

岐阜県獣医師連盟	近藤 信雄	名称	岐阜県獣医師連盟	岐阜県獣医師連盟	平成29年 6月2日
岐阜県卜ラック事業政治連盟	田口 義隆	会計責任者	臼井 靖彦	川島 千秋	平成29年 5月30日
孝友会	猫田 孝	会計責任者	清水 武彦	猫田 康志	平成29年 7月21日
小島英雄後援会	杉江 敏一	代表者	杉江 敏一	伏屋 守	平成29年 6月1日
名古屋税理士政治連盟大垣支部	岩田 勝司	代表者	岩田 勝司	藤川 師弘	平成29年 6月22日
		会計責任者	橋本 博文	山本 雅一	
名古屋税理士政治連盟多治見支部	前川 直彦	代表者	前川 直彦	大野 義豊	平成29年 5月23日
		会計責任者	大野 晃裕	森川 朋美	
		代表者	西尾 博隆	鈴木 立晃	
名古屋税理士政治連盟中津川支部	西尾 博隆	会計責任者	山田 公平	長野 和夫	平成29年 5月19日
		主たる事務所の所在地	恵那市山岡町下手向641 4	中津川市東宮町 4 50	
日本司法書士政治連盟岐阜会	小島 健司	代表者	小島 健司	谷口 佳久	平成29年 5月27日
猫田孝後援会	堤 俊彦	会計責任者	清水 武彦	猫田 康志	平成29年 7月21日
古田はじめを育てる会	野々垣 孝	主たる事務所の所在地	岐阜市藪田南 1 11 12	岐阜市藪田南 1 11 9	平成29年 7月1日
三島かずきを育てる会	藤代 徹也	主たる事務所の所在地	郡上市白鳥町白鳥188 37	郡上市白鳥町白鳥969 1	平成29年 7月1日
水野和昭と地域の未来を考える会	鈴木 三平	代表者	鈴木 三平	水野 和昭	平成29年 6月19日

平成二十九年九月八日

岐阜県選挙管理委員会告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体解散届が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり告示します。

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を政党とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
伊藤つねおと語る会	伊藤 経雄	伊藤 恵子	本巣郡北方町北方1635	平成28年3月31日			
岐叢会	永岡 幸一郎	永岡 幸一郎	可児市下恵士3231 1	平成29年7月10日			
杉山秋夫後援会	杉山 誠	杉山 恵美子	山県市高富1762	平成28年12月31日			
晴友会	岩塚 一雄	岩田 和郎	羽島郡岐南町平島2 65	平成28年11月1日			
地教う会	長尾 成美	古池 裕美	関市中之保3065 1	平成28年12月10日			
寺町さちえと虹いるネット	寺町 祥江	寺町 北斗	山県市高富1272 3	平成28年6月24日			
日本共産党おもて悦子後援会	面手 悦子	面手 悦子	飛騨市宮川町牧戸192	平成29年6月26日			
長谷川たかし後援会	森 嶋和明	長谷川 貴志	揖斐郡池田町池野118 7	平成29年5月31日			
春田とみおを育てる会	春田 富生	春田 富生	多治見市生田町5 125 1	平成29年6月19日			
ひびの豊を育てる会	山口 雄司	日比野 和子	美濃市2125 1	平成29年7月6日			
平野ともひさを育てる会	岩 砂和雄	平野 喜美子	岐阜市黒野184	平成29年7月3日			
水野和昭と地域の未来を考える会	鈴木 三平	安藤 幸正	瑞浪市釜戸町3102 10	平成29年6月19日			
みんなの声を育てる広瀬すてお後援会	広瀬 美知世	名 和 義 美	瑞穂市別府508	平成29年7月20日			
森のぼる後援会	森 昇	森 学	海津市海津町帆引新田504	平成29年6月16日			

平成二十九年九月八日

岐阜県選挙管理委員会告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり掲げらる。

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日

今枝 和子	本県市議会議員	今枝かず子後援会	本県市下真桑10 0-12	平成29年 6月14日
-------	---------	----------	------------------	----------------

公 示

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業の変更についてその概要等を白川村長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月八日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
庄川上流地区	白川村役場	平成二九・一〇九・一〇八

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月八日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
県営基幹農道整備事業	神 岡 地 区	平成二九・七・三一

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月八日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
県営中山間地域総合整備事業	南高山地区 （農業用排水施設整備） 南高山地区 （農道整備）	平成二九・六・三〇 平成二五・七・五

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月八日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
中山間地域総合整備事業	金山西部地区 （暗渠排水）	平成二七・五・二九

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

<p>同岐西建築第一六号 平成二九・四・二六</p>	<p>同岐西建築第一六号 平成二九・三・二八 同岐西建築第二六号 の三 同二九・五・一八</p>	<p>開発許可(変更許可) 番号及び年月日</p>	<p>開発区域又は工区に含まれる 地域の名称</p>	<p>公共施設の 種類</p>	<p>公共施設の 位置及び区 域</p>	<p>平成二十九年九月八日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 第一項の規定により大垣市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、 同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。</p> <p>平成二十九年九月八日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>公共測量の実施</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 第一項の規定により大垣市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、 同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。</p> <p>平成二十九年九月八日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>
<p>羽島郡岐南町平島五丁目七八番一</p>	<p>瑞穂市別府字井場五ノ町一七三五番一 六号の一五 平成二九・三・二八 同岐西建築第一六号 の三 同二九・五・一八</p>	<p>開発区域又は工区に含まれる 地域の名称</p>	<p>道路、水路</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>平成二十九年九月八日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 第一項の規定により大垣市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、 同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。</p> <p>平成二十九年九月八日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>公共測量の実施</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 第一項の規定により大垣市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、 同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。</p> <p>平成二十九年九月八日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>
<p>同岐西建築第一六号 平成二九・四・二六</p>	<p>同岐西建築第一六号 平成二九・三・二八 同岐西建築第二六号 の三 同二九・五・一八</p>	<p>開発許可(変更許可) 番号及び年月日</p>	<p>開発区域又は工区に含まれる 地域の名称</p>	<p>公共施設の 種類</p>	<p>公共施設の 位置及び区 域</p>	<p>平成二十九年九月八日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 第一項の規定により大垣市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、 同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。</p> <p>平成二十九年九月八日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>公共測量の実施</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 第一項の規定により大垣市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、 同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。</p> <p>平成二十九年九月八日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>
<p>岐阜市北一色五丁目六番一 株式会社サ不動産販売</p>	<p>京都市中京区烏丸通錦小路上手洗水町六 七〇番地 株式会社ハウズドゥ 代表取締役 安 藤 正 弘</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>	<p>道路、水路</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>平成二十九年九月八日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 第一項の規定により大垣市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、 同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。</p> <p>平成二十九年九月八日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>公共測量の実施</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 第一項の規定により大垣市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、 同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。</p> <p>平成二十九年九月八日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>
<p>同岐西建築第一六号 平成二九・四・二六</p>	<p>同岐西建築第一六号 平成二九・三・二八 同岐西建築第二六号 の三 同二九・五・一八</p>	<p>開発許可(変更許可) 番号及び年月日</p>	<p>開発区域又は工区に含まれる 地域の名称</p>	<p>公共施設の 種類</p>	<p>公共施設の 位置及び区 域</p>	<p>平成二十九年九月八日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 第一項の規定により大垣市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、 同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。</p> <p>平成二十九年九月八日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>公共測量の実施</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 第一項の規定により大垣市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、 同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。</p> <p>平成二十九年九月八日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>

同岐阜西建築第二六号の九 同二九・七・一一					代表取締役 菱 田 功 治
同岐阜西建築第一八号 平成二九・四・二八 同岐阜西建築第二六号の六 同二九・七・六	本巣郡北方町曲路東一丁目七四番、七五番、七六番、七七番、七八番、七九番、八〇番、八一番及び八二番	道路、下水	同	岐阜市金岡町五番地 イワタ建設株式会社 代表取締役 岩 田 克 弘	
同岐阜西建築第二二号 平成二九・四・二七 同岐阜西建築第二六号の一一 同二九・七・一四	安八郡神戸町大字神戸字大円坊一〇九〇番一	道路、下水	同	安八郡神戸町大字神戸一一九番地の一 有限会社アイケン 代表取締役 飯 沼 満	
同岐阜西建築第五五号の二 平成二八・一一・九	揖斐郡大野町大字桜大門字若宮西四四八番二	道路、公園	同	岐阜市西改田東改田入会地二番地一 株式会社サイトウ 代表取締役 齋 藤 幸 二 郎	
同中建築第六〇号の三 平成二八・一一・一六	美濃加茂市加茂野町鷹之巣字辻ケ鼻一五六三番一、一五六三番二、一五六四番一及び一五六四番二	道路、公園 下水道、水路 (調整池)	同	岐阜県羽島郡岐南町上印食八丁目八二番地 大丸開発株式会社 代表取締役 白 井 泉	

正 誤

(原稿誤り)

平成二十七年三月三十一日第二千六百三十五号 知事等が実施する各種試験の結果の情報提供に関する実施要綱により結果を提供する試験に関する告示の一部改正（岐阜県告示第二百二十三号）二一六頁下段後から四行目中「削り」は、「削り、同表准看護師試験の項本人確認のため提示する書類の欄中「画」を「畑」に改める」の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

平成二十八年四月一日号外() 知事等が実施する各種試験の結果の情報提供に関する

正 誤

(原稿誤り)

実施要綱により結果を提供する試験に関する告示の一部改正（岐阜県告示第二百四十二号）一頁下段前から八行目中「削る」は、「削り、同表毒物劇物取扱者試験の項提供する試験結果の内容の欄中「同上」を「総合得点及び科目別得点」に改める」の誤り。

平成二十九年八月二十五日第二千八百七十五号 道路の区域変更（岐阜県告示第四百

二十五号）五二五頁下段表中

郡上市八幡町有坂字上築 島七二五番二地先から	同 市 同 町 同 字 下 中 間 六 五 二 番 地 先 まで
後	前
六・五 一・六・五	三・七 一・四・四
四〇五・〇	四〇五・〇

は、

同市七番一丁目地先まで		郡上市八幡町有坂字安武 山二〇一番三地从先	
後	前	後	前
六 九 三 二	四 六 二 五	三 六 〇	三 四 五 〇

の誤り。

平成二十九年九月八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社